

高知県道路後退用地の寄附等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、道路後退用地の寄附等に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県管理道路

道路法（昭和27年法律第180号）第7条第1項の規定に基づき高知県道として認定した道路で、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされた道路をいう。

(2) 道路後退

法第42条第2項の規定により後退した線をその道路の境界線とみなす行為をいう。

(3) 建築行為等

法第2条第1号に規定する建築物を建築し、又は敷地を造成するための擁壁を築造することをいう。

(4) 道路後退用地

道路後退を要する県管理道路と道路後退により境界線とみなされる線の間介在する土地で県以外の者が所有する土地をいう。

(5) 所有者等

道路後退用地の所有者又は建築行為等を行う者をいう。

(適用の範囲)

第3条 この要綱の規定は、所有者等が道路後退を要する土地において、建築行為等を行った後又は行う場合に適用する。

(寄附を受ける道路後退用地の要件)

第4条 道路後退用地のうち県が寄附を受けることができるものは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 道路後退用地とその接する土地との境界が明確であり、関係者の境界承諾が終了していること。
- (2) 道路後退用地が維持管理上、構造等に問題がなく、支障がないと認められること。
- (3) 道路後退用地に支障となる占有物件が存在しないこと。ただし、道路管理者が認めた場合はこの限りではない。

- (4) 道路後退用地に道路管理上支障となる権利（抵当権等）が存在しないこと。
- (5) 道路後退用地と県道の間にある土地が存在しないこと。
- (6) 道路後退用地の地上及び地下に、柵、量水器、段差スロープ、植木等の個人又は法人その他の団体の所有物が存在しないこと。
- (7) 寄附しようとする者が登記名義人であること。
- (8) 道路後退用地は、すべて無償提供であること。

(寄附の手続)

第5条 道路後退用地の寄附の手続は、土地寄附承諾書（様式第1号）によるものとする。

2 知事は、土地寄附承諾書の提出があったときは、当該提出をした所有者に次に掲げる書類の提出を求め、所有権移転の登記を行うものとする。

- (1) 土地寄附証書（様式第2号）
- (2) 登記原因証明情報兼登記承諾書（様式第3号）
- (3) 印鑑登録証明書（法人の場合は、会社法人等番号が分かる書類を提出すること。）
- (4) 法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の写し（建築行為に伴う場合に限る。）
- (5) その他知事が必要と認めるもの

3 道路後退用地の所有者が2人以上のときは、知事は、その全員に前各項に規定する書類の提出を求めるものとする。

(調査等の費用負担)

第6条 道路後退用地の寄附に係る調査及び測量並びに分筆及び所有権移転等の登記に要する費用は、予算の範囲内において知事が負担するものとする。ただし、土地寄附承諾書の提出前に行われた調査及び測量並びに分筆の登記に要する費用については、負担しない。

2 前項本文の規定にかかわらず、法人が行う事業又は不動産の売買若しくは賃貸を目的として行う事業に係る道路後退用地については、所有権移転の登記に要する費用に限り、県が負担するものとする。

(道路区域の変更と供用開始)

第7条 知事は、寄附を受ける道路後退用地について、道路法第18条第1項に基づく道路区域の変更を行い道路区域にするとともに、所有権移転登記後に同条第2項に基づく供用の開始を行う。

(道路後退用地の整備)

第8条 知事は、予算の範囲内において寄附を受けた道路後退用地を当該道路後退用地が接

する県管理道路の現況と原則として同じ形態に整備を行う。また、権原及び管理等を明確にするため、必要に応じて境界杭等を設置する。ただし、自己用以外の住宅の道路後退用地を整備する場合は、この限りでない。

(維持管理)

第9条 知事は、第5条第2項の登記が完了した日から、第8条の道路後退用地の整備及び維持管理を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、道路後退用地の寄附等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月14日から施行する。